

平成 24 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者後期入試 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 6 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 各解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目名も記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の設例を読み、設問について解答すること。

[設例]

Xは、大学を卒業して5年になるが、学生時代に借りたワンルーム・マンションに住み続けている。Xは、大学のサークルで知り合ったA女と近々結婚する予定である。そこで、新婚生活を営めるマンションを探している。結婚後数年間は共働きとなる予定で、できるだけ交通の便のよいマンションが希望である。そこで、複数の不動産業者に物件の紹介を求めたが、2000万円前後の物件はなかなか見つからなかった。ところが先日、不動産業者BからX宅に電話があり、岡山駅から徒歩20分ほどのところにあるY所有の中古マンション（以下、「本件物件」という。）が2000万円で売りに出されていることを知った。XがA女と下見に行ったところ、ほぼ希望通りのマンションであった。

そこで、Xは、Yとの間で、平成22年11月15日に、本件物件を2000万円で購入する契約をした。その際、手付金として200万円の支払いを済ませた。残代金の支払いは、平成23年1月31日に行い、その支払いと引換えに登記手続きおよび本件物件の引渡しをする約束になっていた。ところが、Xは、冬のボーナスと残業手当が予想したより多く支給されたため、Yに電話をして、内金として300万円を支払いたいと伝えると、直ぐに受け取りたいとの返事があった。Xは、平成22年12月20日に、Y宅にて300万円を支払った。

ところが、平成23年1月10日に、YからX宅に電話があり、「妻が本件物件を売ることは絶対に認められないというので、売ることができなくなった。申し訳ないが、今回の契約はなかったことにしてほしい。」との連絡があった。それに対して、Xは、「引っ越しの準備も済ませており、そんな要求には応じられない。」と言いつ返した。ところがその翌日も、Yは、X宅まで来て、「受け取った現金は直ぐに返すから、契約はなかったことにしてほしい。」と懇請したが、Xは、「契約は守ってもらいますよ。」と言って、Yの要求を断った。

[設問]

上記の事実関係において、XYのどちらの主張が認められると考えられるか。XY間の法律関係について分析し、その理由も述べよ。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕 および〔問 2〕 に解答しなさい。解答は、【問題 1】 を解答した用紙とは別の解答用紙に書きなさい。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 直接主義
- (2) 任意的当事者変更

〔問 2〕

Xが、Yを被告として、貸金 500 万円の返還を求めて訴えを提起した。当該訴訟の第一回口頭弁論期日において、Yは、「たしかにXから 500 万円を借り受けたが、すでに全額を弁済した」と主張したのに対して、Xは、「Yから弁済を受けた事実はない」と主張した。

裁判所は、証拠調べの結果、「Yが弁済をした事実は認められないが、XがYに対して当該債務を免除する旨の意思表示をした」という心証に達した。いずれの当事者も債務免除の事実を主張していない場合に、裁判所は、債務免除の事実を判決の基礎とすることができるか。根拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の問1～問3に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

問1 下記の1～20の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、定款には別段の定めはないものとする。

1. 会社はその事業のために、商人でない者との間で締結した契約によって生じた債権については、商法522条は適用されない。
2. 判例によれば、会社は、定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有し、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局される。
3. 持分会社の有限責任社員は、労務を出資の目的とすることはできない。
4. 株式会社は、持分会社の業務を執行する社員になることができない。
5. 株式会社の発起設立において、発起人は、出資の履行をした時に、設立時発行株式の株主となる。
6. 株式会社の発起設立において、発起人が2名以上ある場合には、設立時取締役の選任は、発起人の全員の同意を得なければならない。
7. 会社法107条1項1号の定款の定めを廃止する際の定款変更の方法は、株主総会の特別決議で足りる。
8. 会社法109条2項の定款の定めを設ける際の定款変更の方法は、株主総会の特別決議で足りる。
9. 取締役会設置会社が自己株式を消却するには、株主総会の決議を要する。
10. 判例によれば、新株予約権の無償割当ての場合には、株主は会社法247条に基づく請求をすることができない。
11. 判例によれば、株主が株主総会決議取消しの訴えを提起したのちに死亡した場合、当該株主の相続人は、当該株主が提起した訴訟の原告たる地位を承継する。

12. 株式会社は、社外監査役に該当しなくても、会社法 389 条 1 項に基づき監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役との間で、定款規定に基づく責任限定契約を締結することができる。
13. 監査役会設置会社では、監査役の過半数は社外監査役でなければならない。
14. 判例によれば、取締役会の開催にあたり、一部の取締役に対する招集通知を欠いた場合は、特段の事情がない限り、取締役会決議は無効であるが、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさないと認めるべき特段の事情があるときは、決議は有効である。
15. 判例によれば、会社法 423 条 1 項に基づく会社の取締役に対する損害賠償請求権の時効期間は、商法 522 条所定の 5 年ではなく、民法 167 条 1 項により 10 年である。
16. 任期満了により退任した取締役の在任中の会社に対する責任を追及する株主代表訴訟は認められていない。
17. 判例によれば、臨時株主総会の招集は、会社法 352 条 1 項の「株式会社の常務に属しない行為」である。
18. 株式会社（種類株式発行会社を除く）の取締役解任の訴えは、取締役解任の議案が否決された株主総会の日から 3 か月以内に提起しなければならない。
19. 委員会設置会社では、取締役会の決議によって、重要な財産の処分の決定を執行役に委任することができる。
20. 公開会社でない株式会社であっても委員会設置会社では、取締役の任期を定款により伸長することができない。

《次頁に続く》

問2 次の21～25の株式会社の行為うち、会社法上の債権者異議手続きを要するものは○を、要しないものは×を、解答欄に記入しなさい。

21. 剰余金の額を減少して、資本金の額を増加する場合
22. 資本金の額を減少して、減少する資本金の額の全部を準備金とする場合
23. 他の株式会社の事業の全部を譲受ける場合
24. 株式会社が株主総会の決議により解散する場合
25. 株式会社が消滅会社となる吸収合併をする場合

問3 取締役会設置会社たる株式会社において、取締役会決議を経ずに代表取締役がなした重要財産の処分に該当する取引の効力はどのように判断されるか、最高裁判所の示した基準を書きなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

本問は、手付解除に関する条文の理解、そして事実関係から「履行の着手」があったかどうか、事実関係にあてはめて解除が認められるかを分析する力を試す問題である。実務では、手付けには複数の種類があるが、特約がなければ、交付された手付けは「解約手付け」と解される（民法557条1項）。しかし、解除することができるのは「履行に着手」までである。「内金」の支払いが履行の着手に当たるかが主な問題となる。

問題 2

【問 1】

(1) は、口頭弁論の審理原則の一つである直接主義についての正確な理解を問う問題である。条文を引用しつつ、その意義と内容について説明をする必要がある。

(2) は、任意的当事者変更という訴訟行為についての正確な理解を問う問題である。表示の訂正や法定当事者変更との違いに留意して、その法的性質や適法性について説明をする必要がある。

【問 2】

弁論主義のいわゆる第1テーゼ（主張責任）についての正確な理解を問う問題である。第1テーゼの意義・内容を明らかにしたうえで、債務免除の事実が主要事実に該当するかを論じ、裁判所の求積明の要否にも留意しつつ、問題を検討する必要がある。

問題 3

問 1 は、会社法の諸規定や最高裁判例の正確な理解を問う択一問題である。問 2 は、会社債権者保護制度に関する会社法の横断的理解を問うことを意図している。問 3 は、最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1656 頁の判示内容を問う問題である。同最判の判示する理由付け、原則として取引は有効であること、無効とされるための相手方の主観要件（何についての善意・悪意か、過失ある相手方の扱い）を正確に記述することが求められる。